

A0101-05	作業標準に記されている安全の基本作業を厳守し、 禁止行為は絶対にするな		
本文	作業方法に致命的な危険が存在するような禁止行為を絶対に行わないこと。 基本的に決められたことは必ず実施のこと。		
リスクの種類	人的災害	関連目次: 章節	
理由(何故)	作業者は作業基準に基づく作業に慣れ、長期間危険性を認識しないと、時として手順の「省略」を何の疑いを持たずに行い、災害に至ることがある。		
方策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 禁止行為を作業標準などに明確にして、繰り返し教育・訓練をする。 2. 潜在危険を洗い出し、危険の緩和・除去する方法を組織として検討する。 検討結果を作業標準に反映させるとともに、組織内に周知する。 3. 作業前に危険予知を行う。 		
事故例	アセチレンの原料である炭化カルシウムのドラム缶の開蓋作業で、衝撃や打撃を与えてはならないのに手順を逸脱して電気ドリルで開蓋しようとしたところ、ドラム缶が爆発した。ドラム缶の天板に亀裂があり、水が侵入して反応し、アセチレンガスが発生していたと考えられる。教育指導も指摘されるが、慣れによる省略行為に対する致命的なリスクを回避できる作業方法の掘り下げが必要。 (死者 1、負傷者 0) (1991.12 化学工場 愛知県) (JST失敗知識データベース)		
法的参考事項			
備考			